

第4節 人員及び資機材等の点検

人員及び資機材等の整備点検は、緊急出場等とその任務完遂を目的として、消防活動等が支障なく実施できるよう通常点検、特別点検、現場点検を行う。実施要領については消防訓練礼式の基準に基づき実施する。

1 通常点検

通常業務に必要な事項についての点検及び緊急出場に備えるための点検であり、その任務遂行に当たり、支障のないように点検する。

(1) 点検項目

常点検の項目は、次に掲げる項目の全部又は一部とする。

- ア 人員、姿勢、服装及び消防手帳
- イ 訓練及び礼式
- ウ 機械器具
- エ 消防操法

(2) 点検者

ア 消防長点検

消防長は、点検項目ア及びイについて全職員を点検する。

イ 警備課長又は分署長点検

警備課長又は分署長は、必要により点検項目ア～エについて点検する。

ウ 機関員点検

機関員は、毎日の交代時に自動車検査証、緊急自動車使用届出確認書及び自動車損害賠償責任保険証を確認する。また、警備課長が別に定める消防車両等の日常点検要領により実施するほか、運行記録簿に車両の状況等を記録し、安全運転管理者に報告するものとする。

エ 分団長点検

分団長は月ごとに点検日を定め、点検項目ア～エについて点検する。

2 特別点検

特別点検の項目は、通常点検以外の必要事項とし、次に掲げる項目の全部又は一部について綿密周到な点検を行う。

- (1) 訓練及び礼式
- (2) 消防操法
- (3) 消防演習（訓練）
- (4) 機械器具
- (5) 物品及び備品並びに施設

3 現場点検

出場部隊の指揮者は、災害現場での活動後、人員、服装、機械器具その他必要事項について点検し、現場引揚げ前に現場指揮者に異常の有無を報告する。